

流域治水プロジェクト 2. 0 について

流域治水プロジェクト2.0への展開

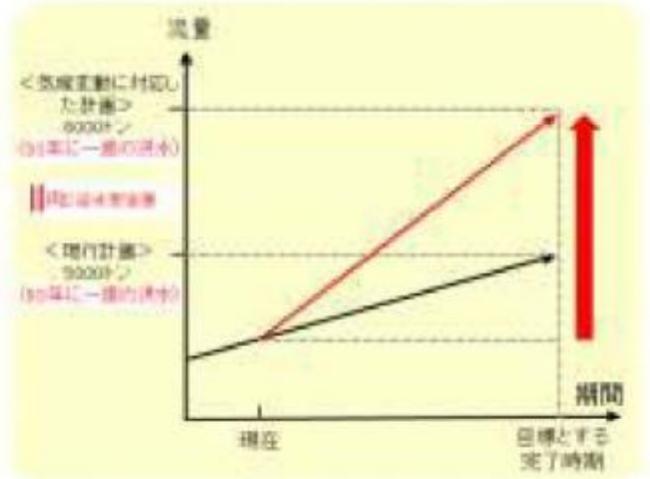
■現状・課題

- ▶ 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には**降雨量が約1.1倍**、**流量が1.2倍**、洪水発生頻度が2倍になると試算現行の河川整備計画が完了したとしても、**治水安全度は目減り**
- ▶ グリーンインフラやCNへの対応
- ▶ インフラDX等の技術の進展

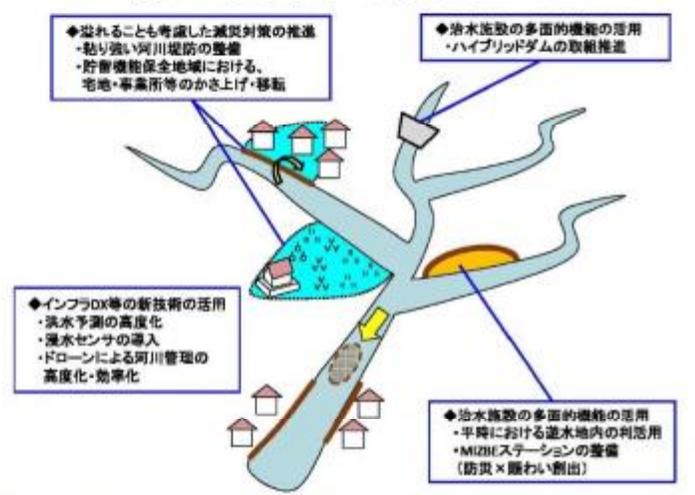
■必要な対応

- ▶ 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- ▶ 水系毎に気候変動による水害リスクの増加を明らかにし、対策の“量・質・手段”の強化により**早期に防災・減災を実現**
- ▶ 河川・流域での対策の方向性を『流域治水プロジェクト2.0』として全国109水系で**順次更新し、流域関係者で共有**

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、**目標流量を1.2倍に引き上げる必要**

■流域治水プロジェクト2.0のフレームワーク～気候変動下で水害と共生するための3つの強化～

“量”の強化

- ◆ 気候変動を踏まえた治水計画への見直し (2℃上昇下でも目標安全度維持)
- ◆ 流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進
- ◆ あらゆる治水対策の総動員

“質”の強化

- ◆ 溢れることも考慮した減災対策の推進
- ◆ 多面的機能を活用した治水対策の推進

“手段”の強化

- ◆ 既存ストックの徹底活用
- ◆ 民間資金等の活用
- ◆ インフラDX等における新技術の活用

水害から命を守り、豊かな暮らしの実現に向けた流域治水国民運動

流域治水プロジェクト2.0 事例（仁淀川水系）

気候変動に伴う水害リスクの増大（仁淀川）

- 気候変動を考慮し昭和38年8月洪水（戦後最大規模）の降雨量を1.1倍した洪水が発生した場合、仁淀川流域では、浸水面積は約3,400ha（現況の約1.2倍）となり、浸水世帯数は約10,400世帯（現況の約1.2倍）、被害額は約5,520億円（現況の約1.4倍）になると想定される。
- 追加の対策の実施により浸水面積を約10ha、被害額を約1億円にまで軽減し、浸水世帯を0世帯へと解消する。



水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

主体	実施主体	目的・内容	達成時期	現状
国	国土交通省	河川整備計画の策定・実施	2025年度	河川整備計画の策定・実施
	国土交通省	河川防災計画の策定・実施	2025年度	河川防災計画の策定・実施
	国土交通省	河川防災計画の策定・実施	2025年度	河川防災計画の策定・実施
県	高知県	河川整備計画の策定・実施	2025年度	河川整備計画の策定・実施
	高知県	河川防災計画の策定・実施	2025年度	河川防災計画の策定・実施
	高知県	河川防災計画の策定・実施	2025年度	河川防災計画の策定・実施
市町村	高知市	河川整備計画の策定・実施	2025年度	河川整備計画の策定・実施
	高知市	河川防災計画の策定・実施	2025年度	河川防災計画の策定・実施
	高知市	河川防災計画の策定・実施	2025年度	河川防災計画の策定・実施

【ポイント①】気候変動による降雨量増加に伴う水害リスクの明示

気候変動の影響による流域内の水害リスクの増大について、流域関係者の認識の共有が重要であることから、現状と気候変動下における水害リスク（浸水世帯数等）の増大を明示します。

また、今回追加する対策（ポイント③参照）による水害リスクの低減効果も合わせて明示し、対策の効果を定量的に示します。

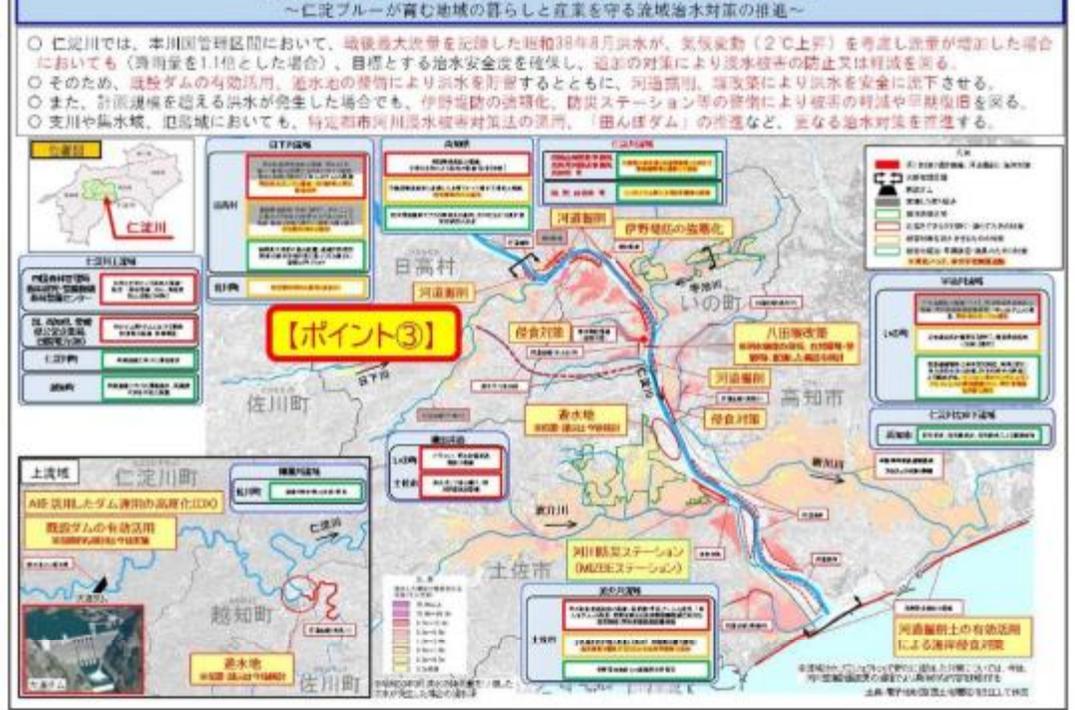
【ポイント②】河川整備と流域対策の新たな目標設定（目標の重層化）

ポイント①で示した水害リスクの増加に対応するため、本川の河川整備における治水対策の目標に加えて、流域対策の達成目標も設定し、まちづくりや内水対策等の流域対策の更なる充実を図ります。

また、各目標の達成に向けた必要な対策の内容や量・期間及び実施主体も合わせて記載し、流域関係者における主体的な流域治水の取組への参画を推進します。

仁淀川水系においては、本川の目標に加えて、仁淀川本川に流入する3支川（波介川、宇治川、日下川）において、気候変動の影響に伴う降雨量の増加を踏まえた流域対策と目標設定を実施し、浸水被害軽減を図ります。

仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図】



【ポイント③】必要な追加対策等の明示

ポイント②で示した目標を達成するために必要な河川区域内の追加対策等を明示するとともに、氾濫域における流域対策の追加対策も合わせて明示し、ハード・ソフト一体となり、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で「流域治水」を推進していきます。

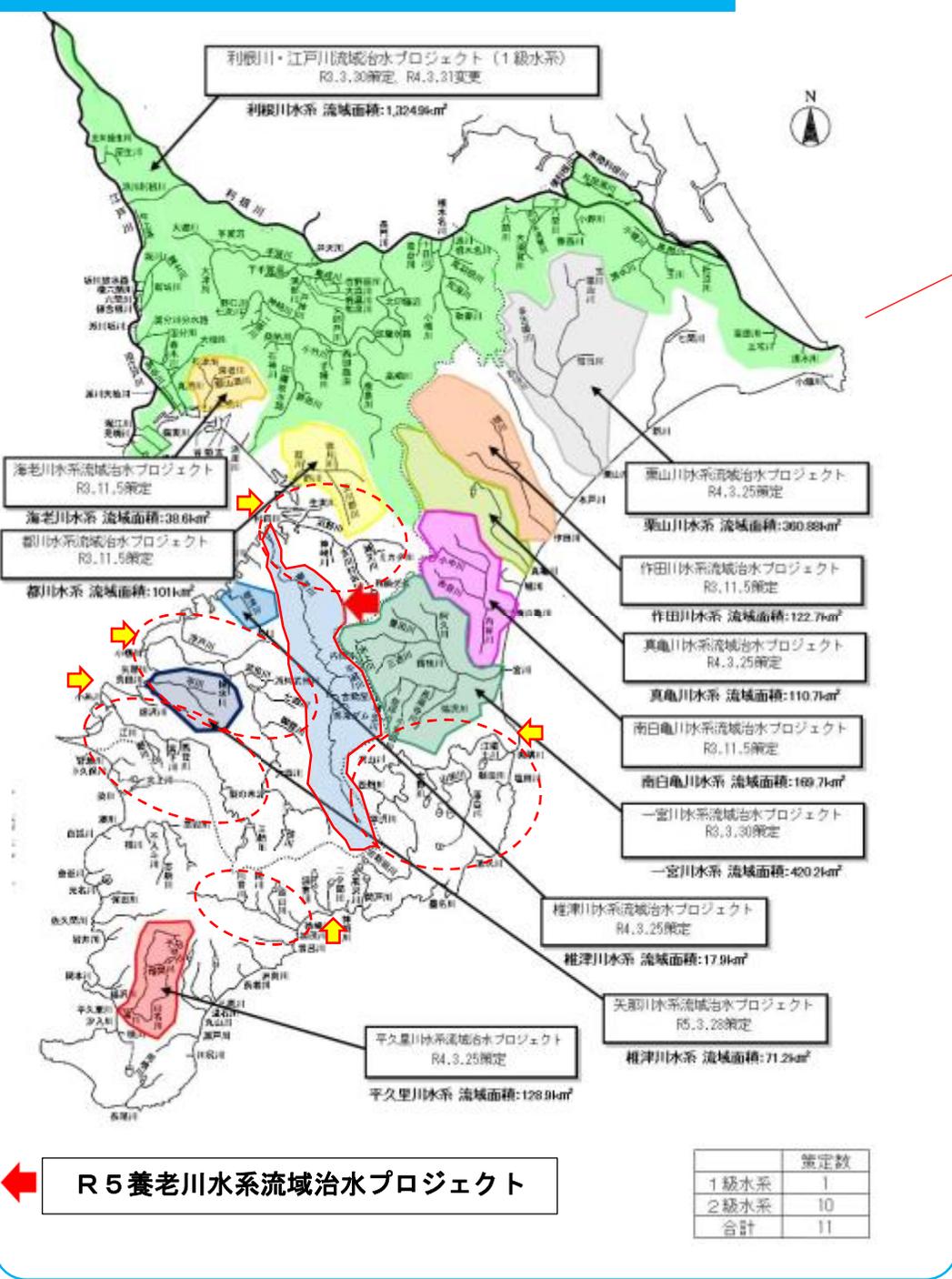
仁淀川水系の本川においては、堰の改築や遊水地の整備、既設ダムの有効活用に加えて、MIZBEステーション*の整備や堤防の強靱化などを推進していきます。

*河川防災ステーションの上面などを活用した平時における市町村等の取組みにより、地域活性化や賑わいの創出が期待される河川防災ステーション

※流域治水協議会における議論等を踏まえて、今後とも流域関係者が実施する流域対策等の取組の充実を図ります。また、流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後、河川整備計画変更の過程でより具体的な内容を検討します。

【千葉県】流域治水プロジェクトの策定状況について（参考資料）

千葉県管理河川における流域治水プロジェクト策定状況図



【参考】プロジェクト策定の進捗状況

項目	R5.3時点の進捗	R6.3時点の進捗
策定済水系の県全体での面積割合	1級水系を含む 11水系で約60%弱	1級水系を含む 11水系で約60%強
策定済水系の県全体での人口割合	1級水系を含む 11水系で約70%弱	1級水系を含む 11水系で約70%強

【参考】今後の方向性

【プロジェクトの新規策定】

令和元年10月の大雨
令和5年9月の台風第13号に伴う大雨など



県全体で、概ね面積・人口割合 8割〜9割をカバー

【策定済のプロジェクト】

策定済 水系について 施策の熟度の向上

従前の取組の追加から更に、河川改修の加速化並びに内水対策や水田貯留などの流域対策の追加



既存のストック調整池や利水ダムため池などの活用の検討など

各水系での浸水リスクの軽減

併せて洪水ハザードマップなどソフト対策の充実

一級水系における取組事例の紹介

流域治水プロジェクトの主な取組の進展

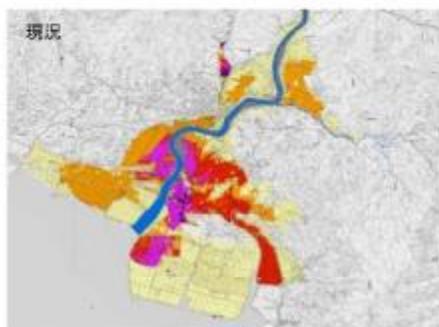
流域治水を全国で実践。
さらに深化へ。

令和3年11月に流域治水関連法が全面施行され、流域治水が本格的に始動しました。

令和4年度は流域治水の深化を図り、関係者の協働により地域の早期の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

流域治水プロジェクトの充実

～一級水系で「流域治水の見える化」 全国の二級水系で約400プロジェクト策定～



あらゆる関係者による治水対策の着実な実施と、地域での議論を通じた多様な取組への活用を図るため、二級水系の流域治水プロジェクトで「流域治水の見える化」を開始しました。

- 【見える化の内容】
- 流域治水のハード・ソフトによる代表的な7つの取組について統一の指標を用いて、プロジェクト毎に取組状況を見える化
 - 「水害リスクマップ」を活用し、概ね5か年で予定されている河川整備による洪水の発生頻度ごとに浸水範囲の変化を見える化

また、全国の二級水系で約400の流域治水プロジェクトが新たに策定されており、今後の取組が期待されます。



<p>河川治水プロジェクトの進捗率（見直し）</p> <p>82%</p>	<p>河川整備</p> <p>1,265箇所</p>	<p>洪水リスクマップの実施</p> <p>10箇所</p>	<p>洪水リスクマップの実施</p> <p>0箇所</p>	<p>洪水リスクマップの実施</p> <p>21河川</p>	<p>洪水リスクマップの実施</p> <p>21河川</p>
---------------------------------------	----------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

指標の例（大和川水系流域治水プロジェクト）

指標に関連する全国の取組



流域治水の基盤となる河川整備の加速
～全国でダンプ約280万台分の土砂を撤去～



流域治水の基盤となる河川整備が全国で着実に進められています。令和3年度には約1,400万㎡（10tダンプ約280万台分）の河道掘削（国管理区間）が行われるなど、地域の安全の確保に取り組んでいます。



大和川水系で特定都市河川指定
～治水とまちづくりの連携を進めていきます～



大和川流域の18河川（奈良県）では、法改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行い、流域治水の根幹部分とも言える、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりや、公共・民間による雨水貯留浸透施設整備等を流域一体で強力に推進する体制が構築されました。

今後、全国に指定を拡大するとともに、法的枠組み・予算・税制を最大限活用し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を進めてまいります。

全国の流域治水の取組の好事例 ～流域治水全般～

○田んぼダムやグラウンドを活用した雨水貯留、土地利用と一体となった治水対策、上下流一体となった防災意識の向上など、全国各地で様々な流域治水の取組を実施しており、引き続き取組を進めていく。

～ 大和川水系(奈良県)～

特定都市河川指定による流域対策

特定都市河川として指定されたことを契機に、河川改修(ながす対策)、雨水貯留浸透施設の整備等(ためる対策)、土地利用対策(ひかえる対策)により、さらなる「流域治水の本格的実践」を推進。

～ 信濃川水系(新潟県)～

各戸貯留への支援

個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して交付金による支援を実施。



～ 釧路川水系(北海道)～

自然環境がもつ貯留・遊水効果を保全

釧路湿原や屈斜路湖など貯留・遊水効果がある自然地の保全・再生を行うとともに、グリーンインフラの取組を推進する

～ 阿武隈川水系(宮城県、福島県)～

上流域での流出抑制の取組に対する下流の支援

下流地域の市町村が上流地域の市町村に対して物産展などを開催し、地域間交流による流域全体の防災意識の向上を図っている



～ 江の川水系(島根県・広島県)～

まちづくりと連携した治水計画の策定

近年2度家屋浸水した地区の早期被害軽減に向けて、まちづくりと連携した具体的な治水対策を住民との意見交換を踏まえ決定し、マスタープランとしてとりまとめ。

～ 筑後川水系(福岡県)～

グラウンドを活用した雨水貯留

久留米大学周辺及び下弓削川流域の浸水被害軽減を目的に、久留米大学御井キャンパスの敷地内に貯留施設の整備を実施。



～ 利根川水系鬼怒川・小貝川(栃木県、茨城県)～

上下流交流会を開催

流域治水協議会(農政局、県、市町村他)において、先行事例や補助金制度を紹介する上下流交流会を開催



～ 信濃川水系千曲川(長野県)～

土地利用と一体となった治水対策(輪中堤)

土地の利用状況を考慮し、一部区域の氾濫を許容した輪中堤を整備することで、効果的な家屋浸水対策を実施。



～ 菊川水系(静岡県)～

田んぼダムによる雨水貯留

約13haの田んぼを対象に、一時的に雨水を貯留できる堰板、排水柵を設置することにより、田んぼ貯留対策を実施します。



～ 六角川水系(佐賀県)～

クリーク(農業用水路)の活用

白石平野では、干拓地に広がるクリークの農業用水を事前に放流して、雨を貯留するポケットを確保することにより、地域の湛水被害を軽減。



～ 仁淀川水系日下川(高知県)～

日高村水害に強いまちづくり条例

- 日高村の浸水予想区域において、以下を規定。
- ・新たな建築物の居室の床高を浸水が想定される高さより高くすること【許可制】
 - ・浸水被害を拡大させる盛土等の届出
 - ・浸水拡大分をキャンセルする対策への【助言・勧告】

【流域治水関連 国土交通省ウェブサイト】



流域治水の推進

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html>

流域治水プロジェクト

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html



流域治水関連法

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/index.html

特定都市河川指定について

特定都市河川浸水被害対策法の概要（流域治水関連法の中核）

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**、雨水の流出を抑制するための規制、**水害リスクを踏まえ****たまちづくり・住まいづくり**等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



特定都市河川浸水被害対策法の概要

必須事項

流域水害対策協議会の設置 第6条(大臣指定) ※都道府県の協議会設置は任意(第7条)

流域水害対策計画の策定 第4条

(計画期間、基本方針、目標降雨、都市浸水想定、整備に関する事項、雨水貯留浸透設備計画の認定、土地の利用、貯留機能保全区域等の指定の方針、浸水被害拡大を防止するための措置 等)

【許可制】雨水浸透阻害行為の許可等 第30条～第43条

任意事項

【届出制】防災調節池の保全 第44条～第46条
(保全調節池の保全)

【届出制】河川沿いの土地が有する氾濫水等の貯留機能の保全 第53条～第55条
(貯留機能保全区域の指定)

【許可制】浸水する土地の開発・建築の制限 第56条～第76条
(浸水被害防止区域の指定)

雨水貯留浸透施設の整備促進

- ・地方公共団体への法定補助制度 第79条
- ・民間事業者等による計画認定制度 第11条～第16条

特定都市河川の指定要件

- 特定都市河川浸水被害対策法の改正(令和3年11月)に伴い、地方部の河川を含む**全国の河川に特定都市河川の指定対象が拡大**

特定都市河川の指定要件 (要件1~3の**すべて**に該当)

必須 要件1 【都市部を流れる河川】

以下の**いずれか**を流れる河川か

いずれか

- ・市街化区域
- ・役場等の重要施設が立地する区域
- ・家屋が連坦地域の中心部
- ・その他流域内の人口・資産が集積した区域

必須 要件2 【著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ】

水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川か

必須 要件3 【河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難】

河道・洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が困難な以下の**いずれか**に該当する河川か

いずれか

①市街化の進展

流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上であり市街化が著しく進展している河川



流域内の可住地における市街化率が概ね5割以上であり市街化が著しく進展

②接続する河川の状況

接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川



接続する河川の水位が高い際、接続する河川からのバックウォーターや支川からの排水困難

③自然的条件の特殊性

地形(狭窄部、天井川)や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川



地形(狭窄部、天井川)や地質等により河道拡幅が困難
潮位変動の影響により排水困難

特定都市河川制度に基づく取組み

河川改修・下水道等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする
被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業*等）



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

特定都市河川浸水被害対策法 適用の主な流れ

- 特定都市河川・流域では、**河川の整備の加速化**とともに**雨水の流出抑制**や**水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫**等の対策を推進
 - ・雨水浸透阻害行為の許可：一定規模以上の雨水浸透を阻害する開発に対して貯留・浸透対策を義務づけ
 - ・雨水貯留浸透施設の整備：自治体や民間による雨水貯留浸透施設の整備の推進
 - ・貯留機能保全区域の指定：区域指定による沿川の保水・遊水機能を有する土地の保全が可能
 - ・浸水被害防止区域の指定：区域指定による高齢者等要配慮者の生命・身体を保護するため、開発規制・建築規制が可能

特定都市河川の指定要件

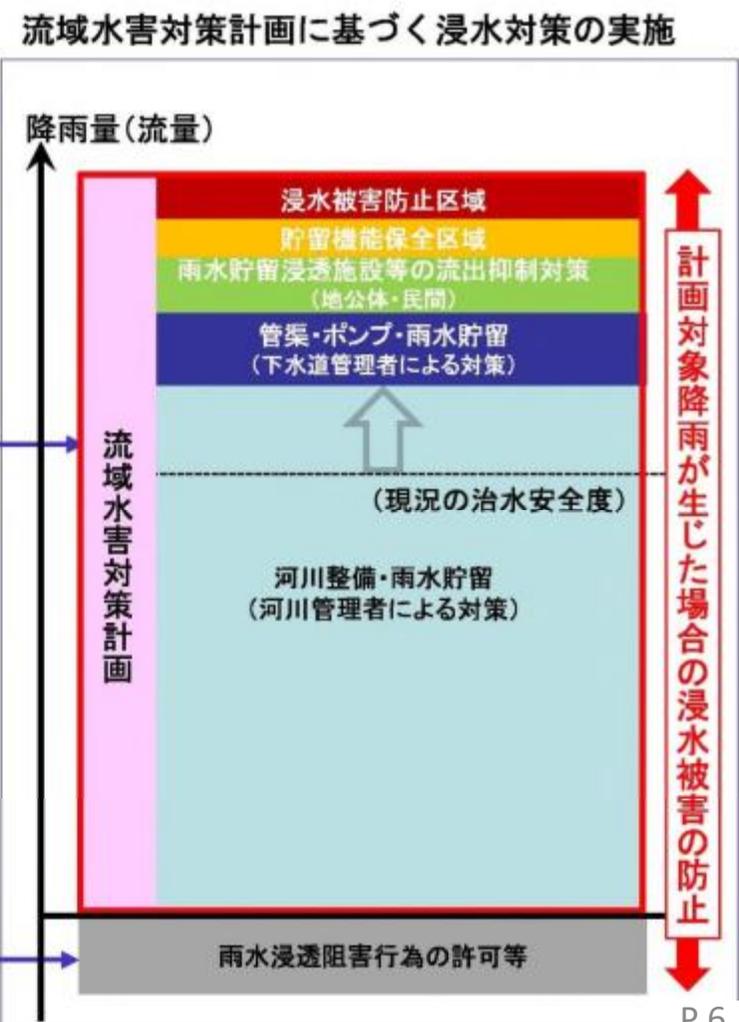
以下の要件1～3の**すべてに該当**

要件1 都市部を流れる河川

要件2 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

要件3 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難



流域水害対策計画、協議会制度

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」において、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を位置付け
- 「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「**流域水害対策協議会**」を設置

【流域水害対策協議会のイメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ **構成員は協議結果を尊重**

流域水害対策計画の策定

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定。

流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）

基本的事項

1. 計画期間

2. 水被害対策の基本方針

3. 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

4. 都市浸水想定

河川管理者

5. 特定都市河川の整備

6. 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者

7. 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備

10. 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作

地方公共団体
民間事業者等

8. 河川管理者・下水道管理以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

9. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

11. 都市浸水想定区域における土地利用

13. 浸水被害が発生した場合における被害拡大防止のための措置

12. 貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針

14. その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

特定都市河川の指定により活用できる主な制度・支援（まとめ）

➤ 開発等に伴う雨水流出増への対策を義務化

- 田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付け**
- 対象行為：公共・民間の1,000m²以上の土地の形質の変更等

➤ 河川への雨水流出を減らす・内水対策を支援

- 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え民間企業等にも雨水貯留浸透施設の設置を進めてもらえるよう、補助金の拡充、税制優遇、自治体が管理できる制度等を創設**
- 補助金の拡充：補助率の嵩上げ（補助率1/3⇒1/2）（R3.11～）
- 税制優遇：施設に係る**固定資産税の課税標準を1/6-1/2の間で軽減**（R3.11～）

＜雨水貯留浸透施設の例＞



➤ 農地等の貯留機能を活用・保全

貯留機能保全区域の指定

- 河川沿いの低地や農地等、その**土地が元々持つ雨水等を貯留する機能を、土地所有者の同意を得た上で、将来にわたって保全する**
- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出義務**、届出内容に対し**助言・勧告**が可能（R4.4～）
- 税制優遇：指定後**3年間の固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3-5/6の間で軽減**



洪水・雨水を貯留する機能を有する土地の例

➤ 水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

浸水被害防止区域の指定

- 「**居住を避ける・居住する場合にも命を守る・移転を促す**」取組を推進

居住を避ける取組

開発の原則禁止

- 浸水リスクゾーンにおける自己居住用途住宅以外の開発を原則禁止
- 新規・既存建築物・土壌改良工事等の自己業種用地の開発も原則禁止（R4.4～）

既存建築物の増築への補助要件の厳格化

- 特別養老ホームなど高齢者福祉施設において、浸水リスクゾーンにおける新築型補修補助対象から原則除外（厚土対策等にてR3年度より運用開始）

（参考）浸水リスクゾーン

- 浸水被害防止区域（R3.11施行）
- 計画危険区域（建築物・土壌改良等）
- 土砂災害警戒区域
- 宅中での防止区域
- 各種特別用途地域区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域（計画危険リスクゾーン及び浸水リスクゾーン）を原則除外（R4.4～）

居住誘導区域から原則除外

- 浸水リスクゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全確保（特定都市河川浸水被害対策法）

- 住宅・養老施設等の安全性を事前確認**
 - 住宅（非自己）・養老施設等の土地の調査行為により、土地の安全上必要な取組を促す
 - 住宅・養老施設の新築行為により、調査の件数が概して増え水害防止・洪水等に際して安全を確保する
- 既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（計画危険区域等建築物防災改修事業）**
 - 計画危険区域等に追加、浸水被害防止区域を指定（R4年度より実施）
- 被災前に安全な土地への移転を推進（被災集団移転促進事業）**
 - 計画危険区域に加え、浸水被害防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定
 - 最小移転戸数を10戸→5戸に運用
- （R4年度以降）危険な住宅移転促進事業**
 - 計画危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加（R4年度より実施）

洪水・雨水を貯留する機能を有する土地の例

(1) 雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

- 地方公共団体のみならず、民間による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- 特に、特定都市河川流域等における官民による雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度を強化

雨水貯留浸透施設の例

① 平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例
 【平常時】 【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



＜交付金による支援＞(R3.4～)

予算:国の補助率:1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域及び浸水被害対策区域※1での支援＞(R3.11～)

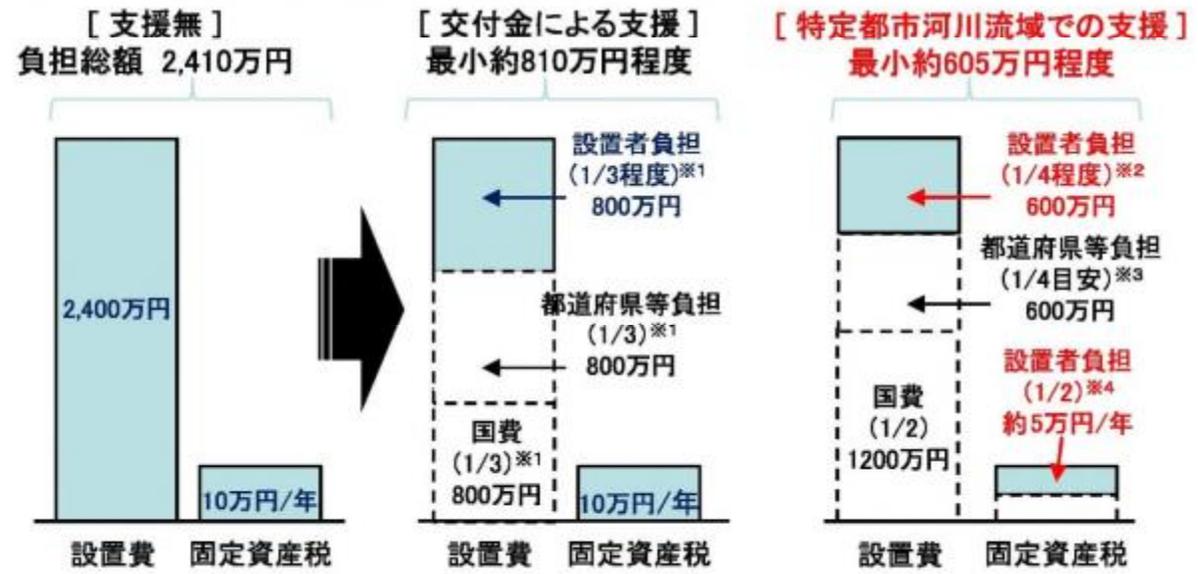
※1 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域

予算:国の補助率:1/2

税制:固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※2に軽減(3年)

※2 1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲

【貯留量800m³の調整池を整備した場合のイメージ(特定都市河川流域の場合)】



注) 試算上の金額は全て仮の金額です
 また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています
 ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、設置者負担は1/4程度となります
 (一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません)
 ※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講ずることとしています
 ※4 市町村条例において1/2の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています

(2)浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の延長(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設。(令和3年度より)

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

特例措置の内容

内 容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度※に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

※改正後の特定都市河川浸水被害対策法第11条に基づく認定制度

期 間

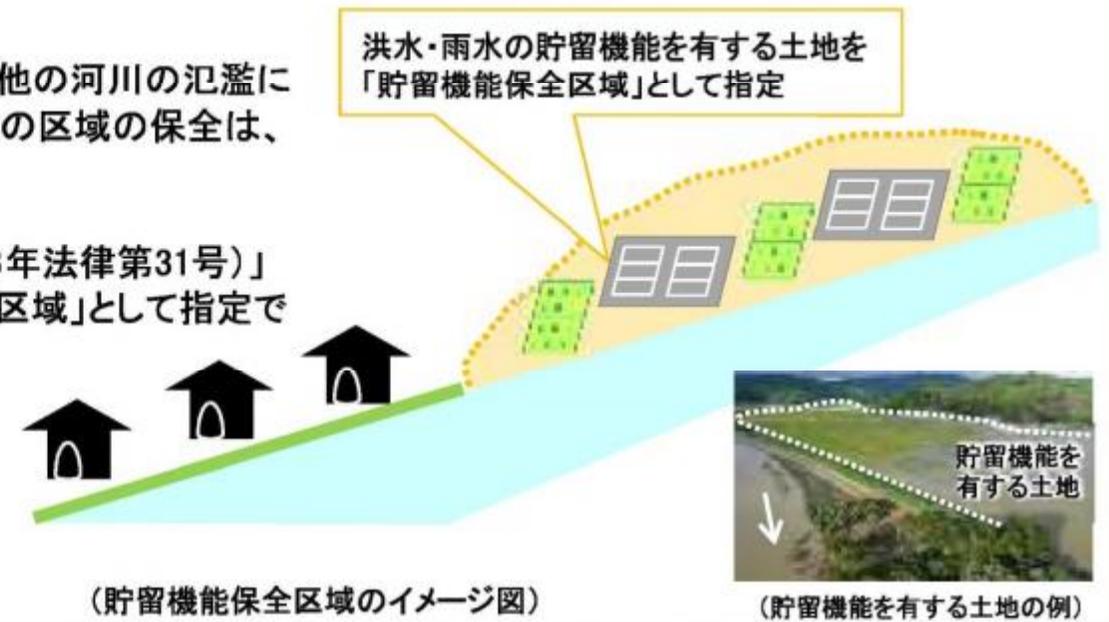
3年間(～令和6年3月31日)の特例措置を創設する。

(3)貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設する。

施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」(通称「流域治水関連法」)において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



(貯留機能保全区域のイメージ図)

(貯留機能を有する土地の例)

次年度延長要求

特例措置の内容

内容

【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:3/4)

期間

上記について、3年間(令和4年4月1日~令和7年3月31日) 特例措置を創設する。

一宮川水系における特定都市河川の指定内容

- 特定都市河川浸水被害対策法
第3条第5項の規定に基づき、
特定都市河川、特定都市河川流域
を以下のとおり指定 (R5.10.1)

(1) 特定都市河川

一宮川、瑞沢川、埴生川、長楽寺川、
小生田川、佐坪川、鶴枝川、阿久川、
豊田川、三途川、水上川

(2) 特定都市河川流域

茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、
長柄町、長南町のうち、
右図に示す部分

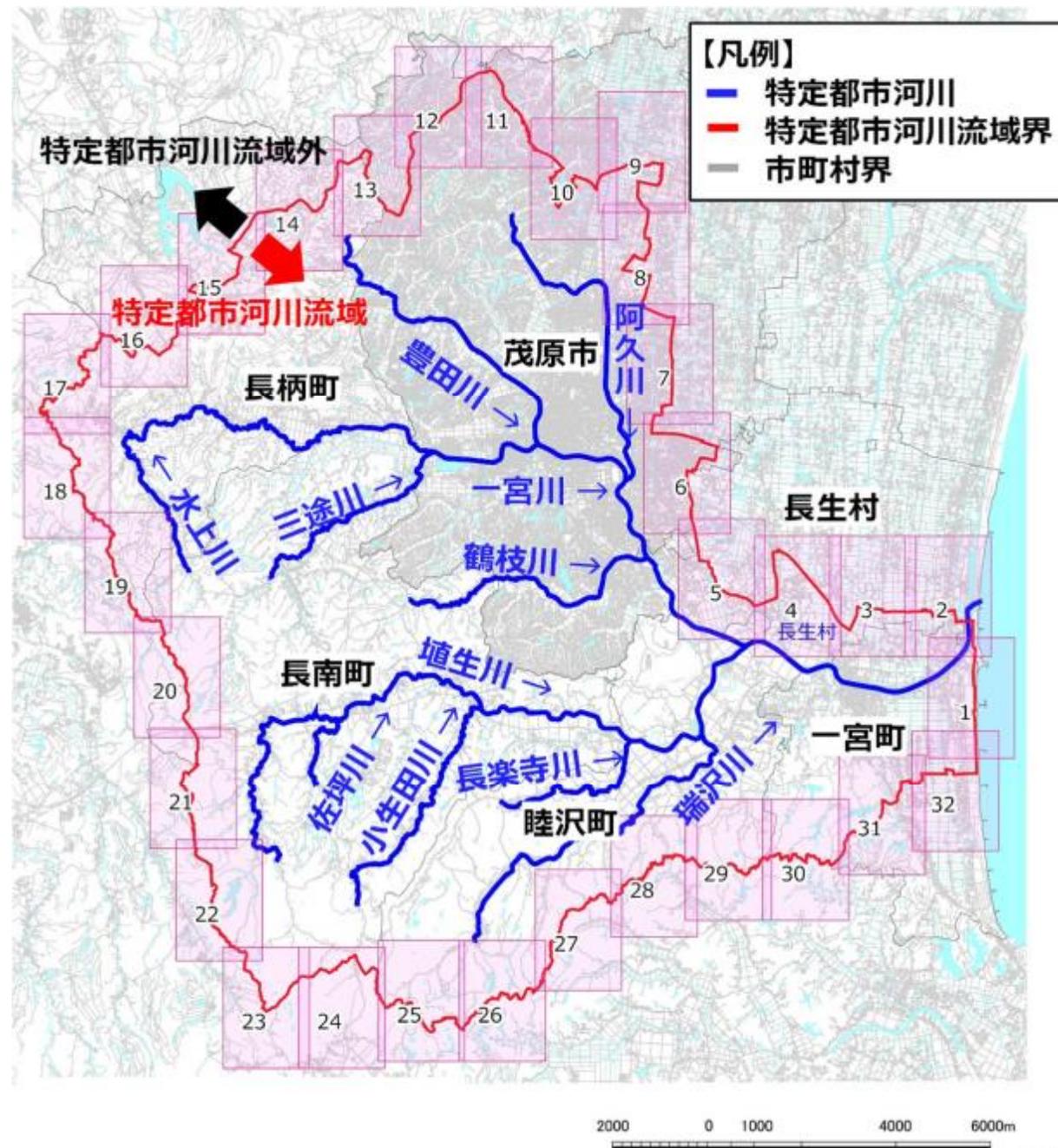
千葉県ホームページから詳細を確認いただけます。

(1) 「一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html>

【準備中】「ちば情報マップ」暮らし・環境>特定都市河川流域

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>



特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ（案）

■ 指定以降のロードマップ（案）

令和5年10月1日

代表河川	指定河川数	実施主体	工程					備考	
			R5	R6	R7	R8	R9～		
一宮川	11河川 一宮川、瑞沢川、埴生川、長楽寺川、小生田川、佐坪川、鶴枝川、阿久川、豊田川、三途川、水上川	千葉県、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町 (6市町村)		指定 計画 検討	計画 策定	浸水被害対策の実施			

流域水害対策計画の検討と策定（令和6年度中）

- ・ **流域水害対策計画**（法第4条）：流域の浸水被害の防止を図るための対策に関し、県及び市町村の長が共同で定める計画
- ・ **流域水害対策協議会**（法第7条）：計画の作成や実施に係る連絡調整のための法定組織
⇒ 令和5年10月1日から一宮川流域においても法定協議会が設置

① 市町村長と地元地域の了解

- ・ 総意としての合意のための、分かりやすい資料とメリットの提示
- ・ 流域治水に取り組む機運の上昇

② 雨水浸透阻害行為の許可手続きに関する実務、人員体制

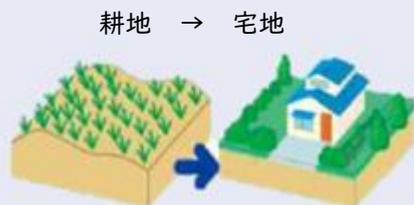
- ・ 許可手続きに関する技術基準の作成や関係法令手続きとの連携・調整などが必要
(対外的だけでなく、内部（県・流域市町村）でも十分な周知期間が必要)
- ・ 窓口事務を担当する人員体制の構築が必要

(参考) 雨水浸透阻害行為の許可について

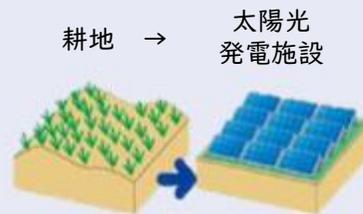
○令和5年10月1日に一宮川流域が特定都市河川流域に指定されることにより、**雨水浸透阻害行為(面積1,000m²以上)**に対して、**知事の許可**が必要になり、**雨水貯留浸透施設の設置**が義務付けられます。
(開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、**流出を抑制する対策**を求めるもの)

■ 雨水浸透阻害行為の例(既に宅地等の場合、規制対象とならない)

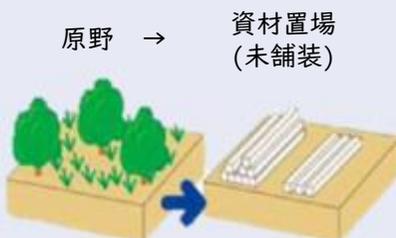
① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



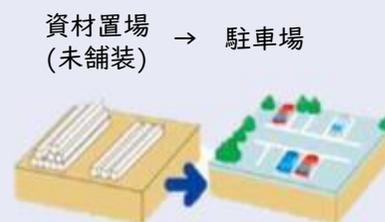
② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



③ ローラー等により土地を締め固める行為



④ 土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)



「宅地等」に含まれる土地: 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等以外の土地」: 山地、林地、耕地、原野等(注: 太陽光発電施設は宅地に該当)

■ 対策工事の例

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



雨水貯留浸透施設の事例
(表面貯留の場合)

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請手続きについては「雨水浸透阻害行為の許可申請の手引」を千葉県ホームページに掲載。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html>

地域で取り組む「田んぼダム」

～ 田んぼの水をゆっくり流すことで、減らせる水害があります ～

令和5年4月 千葉県

茂原市国府関環境保全会



佐倉市飯田環境保全会



白子町南白亀環境保全会



茂原市柴名・上大田環境保全協議会



地域で工夫しながら
取り組まれている
「田んぼダム」

君津町下小野田環境保全会



茂原市早野地域資源保全会



茂原市早野地域資源保全会



●流域治水とは

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの従来の治水対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して、水災害対策を総合的かつ多層的に取り組むものです。

流域治水

取組の例

住民のみなさんと企業の取組

国や自治体の取組

ダムの建設・再生

電力会社等とも協力(ダムの能力UP!)

国や自治体の水災害対策を応援

被災自治体の支援

ため池や田んぼで雨水をためよう

ハザードマップを見てみよう

避難について自ら考えよう

雨量や川の情報をチェック

家庭やビルで雨水をためよう

企業も水災害対策をしよう



田んぼの湛水状況



住宅街の浸水状況

「流域治水」の一つとして、営農しながら取り組むことができる「田んぼダム」の取組が注目されています。

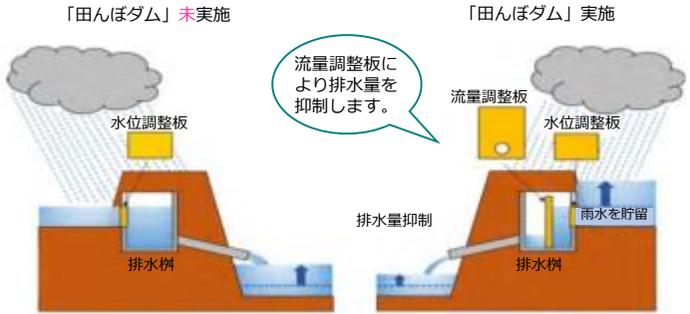


「田んぼダム」とは

「田んぼダム」の概要

「田んぼダム」は、水田が持つ貯水機能を利用して、大雨が降った際に一時的に水を貯め、時間をかけて排水することで、排水路や河川の水位上昇を抑え、洪水で溢れる水の量や範囲を抑制し、被害を軽減することができる取組で、営農しながら取り組むことができます。

田んぼダムを実施している水田の排水イメージ



(出典：農林水産省 農村振興局 整備部「田んぼダム」の手引き)

取組を実施している水田の排水路で効果が発揮されます。



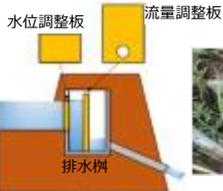
(出典：農林水産省 農村振興局 整備部「田んぼダム」の手引き)

「田んぼダム」の仕組み

落水口に流出量を調整するための堰板や、小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を、時間をかけてゆっくりと排水することができます。そのため、一気に排水路や河川に水が流れ込むのを抑えることができます。

想定する降雨や落水口に合った流量調整器具が必要です。

機能分離型



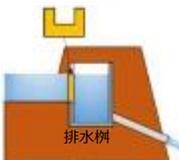
- ・小規模な降雨では貯留せず、大規模な降雨を貯留します。
- ・機能一体型より短時間で排水できます。
- ・板を2枚設置できる排水樹または専用の器具が必要。
- ・小規模な降雨では貯留しないため、中干し期や稲刈り前などの水田を乾かす必要がある時期に流出量調整器具を設置していても、影響を小さくすることができます。



(出典：農林水産省 農村振興局 整備部「田んぼダム」の手引き)

機能一体型

水位・流量調整板



- ・小規模な降雨から雨水を貯留します。
- ・機能分離型より排水に時間がかかります。
- ・通常の排水樹にも設置できます。
- ・小規模な降雨でも雨水を貯留するため、中干し期や稲刈り前など水田を乾かす必要がある時期など、営農への影響が想定される場合は、一時的に外すことも必要となる場合があります。

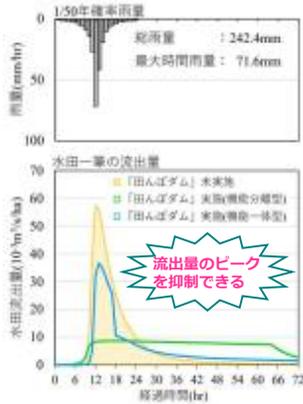


排水樹がない水田では、排水管に穴やスリットを設けて流出量を調整することもできます。

(出典：農林水産省 農村振興局 整備部「田んぼダム」の手引き)

●「田んぼダム」の効果

水田からのピーク排水量を抑制し、排水路や河川の水位上昇を抑制することで、排水路や河川からの浸水量や浸水面積を軽減する効果に繋がります。

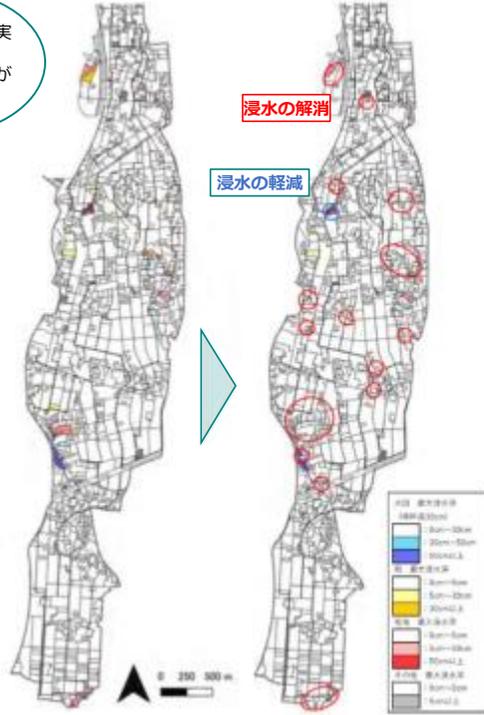


「田んぼダム」を実施している地域の様々な場所に効果があります。



「田んぼダム」未実施
・浸水面積 20ha
・浸水量 52千m³

「田んぼダム」実施
・浸水面積 13ha
・浸水量 32千m³



シミュレーションによる浸水量や浸水面積の軽減効果（栃木市）

（出典：農林水産省 農村振興局 整備部「田んぼダム」の手引き）

●「田んぼダム」取組のポイント

①合意形成と田んぼの選定

作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て「田んぼダム」に取り組みます。

②畦畔や排水柵の点検と補修

十分な高さ(30cm程度)のある堅固な畦畔が必要です。畦畔がやせている場合は、畦畔の再構築など補修をします。排水柵のつまりや破損の点検、補修を行います。



畦畔の再構築



畦畔塗り

③排水調整板の設置

営農への負担の少ない、水位調整等に手間がかからない器具を選定し、設置します。

●「田んぼダム」の機能をしっかり発揮させるには、畦畔塗りや草刈り作業など、日常の維持管理も欠かせません。「田んぼダム」に取り組んでいることを周知するなどし、地域のみんで取り組んでいきましょう。

●「田んぼダム」の支援制度

多面的機能支払交付金

地域が共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を行う多面的機能支払交付金の活動組織等が、市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムに一定の要件（資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上等）を満たして取り組む場合に、資源向上支払（共同）に単価の加算（**田400円/10a※**）を行います。

※資源向上支払（共同）を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は田300円/10a
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用

農地維持支払	資源向上支払
<ul style="list-style-type: none"> 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等
  	  

農業農村整備事業

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行う農地整備事業等において、田んぼダムに一定の要件を満たして取り組む場合に、田んぼダムの導入を促進するための調査・調整活動や畦畔更新・排水口整備等について支援します。

●主な事業

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業

※以下に示す助成の要件、対象地域、助成単価は、「田んぼダム」の取組支援を受けるための要件等を記載したものであり、本体事業実施の要件・対象地域等は別に定められており、事業ごとに異なりますので、要綱・要領等を確認してください。

●助成の要件

- 田んぼダムの取組等を定めた水田貯留機能向上計画を策定すること。
- 受益面積の50%以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施または実施見込みであること。



●対象地域

以下のいずれかの流域治水対策を実施する区域

- 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの。
- 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
- 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

●主な助成単価

工種	事業内容等	助成単価 (令和5年度単価)
畦畔更新	畦畔築立(ハックル)	14.5万円/100m等
排水口整備	土工,附帯工(柵掘付工)	4.0万円/箇所等
水田貯留機能向上支援 (条件改善推進費)	水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動	単年度当たり 300万円迄

「田んぼダム」の導入・効果実現に向けた支援

【問合せ】

●田んぼダムについて

千葉県農林水産部 農地・農村振興課 ☎043(223)2782 耕地課 ☎043(223)2859

●流域治水について

千葉県県土整備部 河川整備課 ☎043(223)3172

●田んぼダムの支援制度について

多面的機能支払交付金：各市町村農政関係課
多面的機能支払交付金及び農業農村整備事業：

- 千葉農業事務所 基盤整備課 ☎0436(21)0127
- 印旛農業事務所 指導管理課 ☎043(483)1131
- 海匠農業事務所 指導管理課 ☎0479(72)1559
- 長生農業事務所 指導管理課 ☎0475(25)1143
- 安房農業事務所 指導管理課 ☎0470(22)8641

- 東葛飾農業事務所 指導管理課 ☎04(7143)4124
- 香取農業事務所 指導管理課 ☎0478(52)9194
- 山武農業事務所 指導管理課 ☎0475(54)1124
- 夷隅農業事務所 指導管理課 ☎0470(62)2156
- 君津農業事務所 指導管理課 ☎0438(22)6250

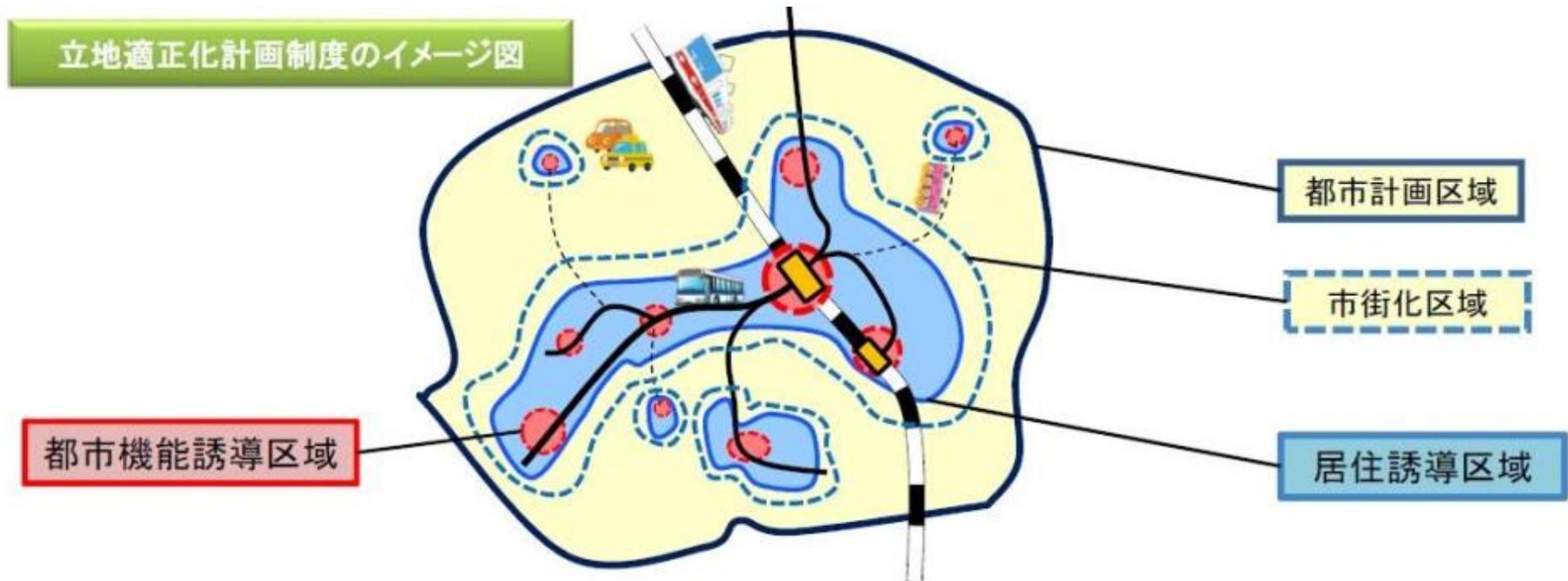
立地適正化計画について

～被害対象を減少させるための対策～

千葉県都市計画課まちづくり支援室

立地適正化計画の概要

- 平成26年に都市再生特別措置法の改正により創設された制度
- 人口減少を迎える社会においても持続可能な、安全でコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進
- 居住および都市の機能の立地を緩やかに誘導し、集約化を目指す計画



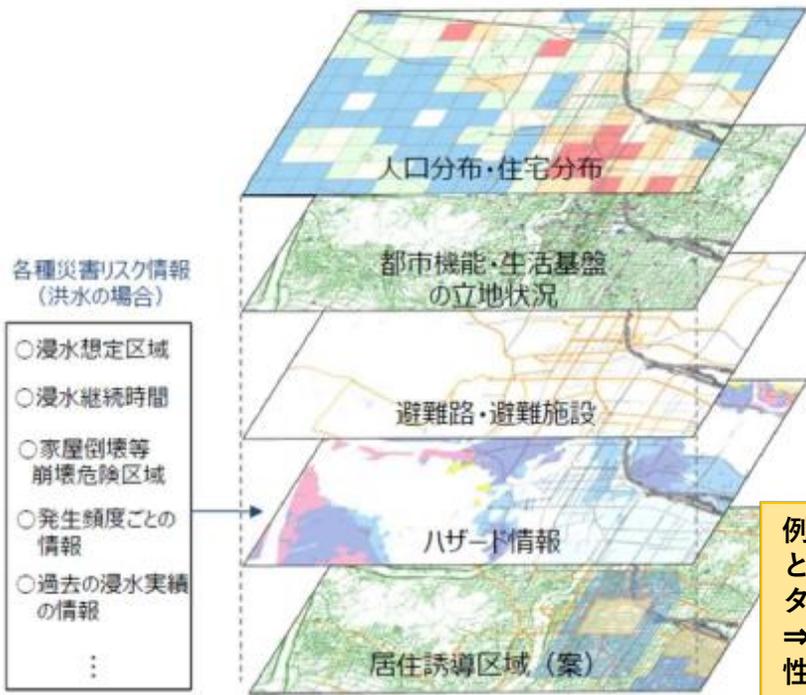
防災指針

【令和2年9月 都市再生特別措置法の改正】
立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・
安全確保策を定める「防災指針」の作成

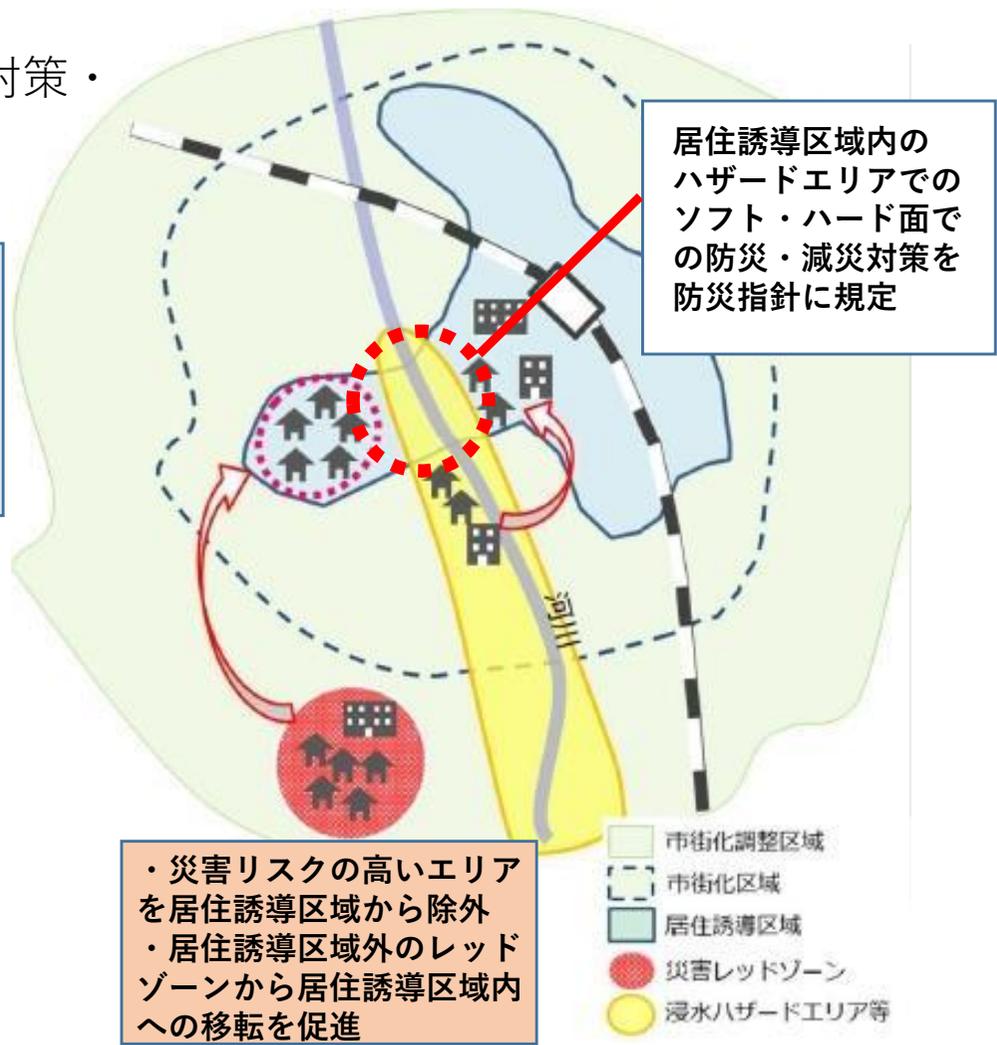
立地適正化計画における防災・減災対策

- ・ 災害リスクの高いエリアを居住誘導区域から原則除外
- ・ 居住誘導区域内の残存する災害リスクを分析し、防災指針を作成

ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ



例) 浸水想定区域と建物の階数データの組み合わせ
⇒ 垂直避難の可能性等を分析できる



※出典：国土交通省 立地適正化計画の手引き (一部加筆)

流域治水における役割

流域治水の施策

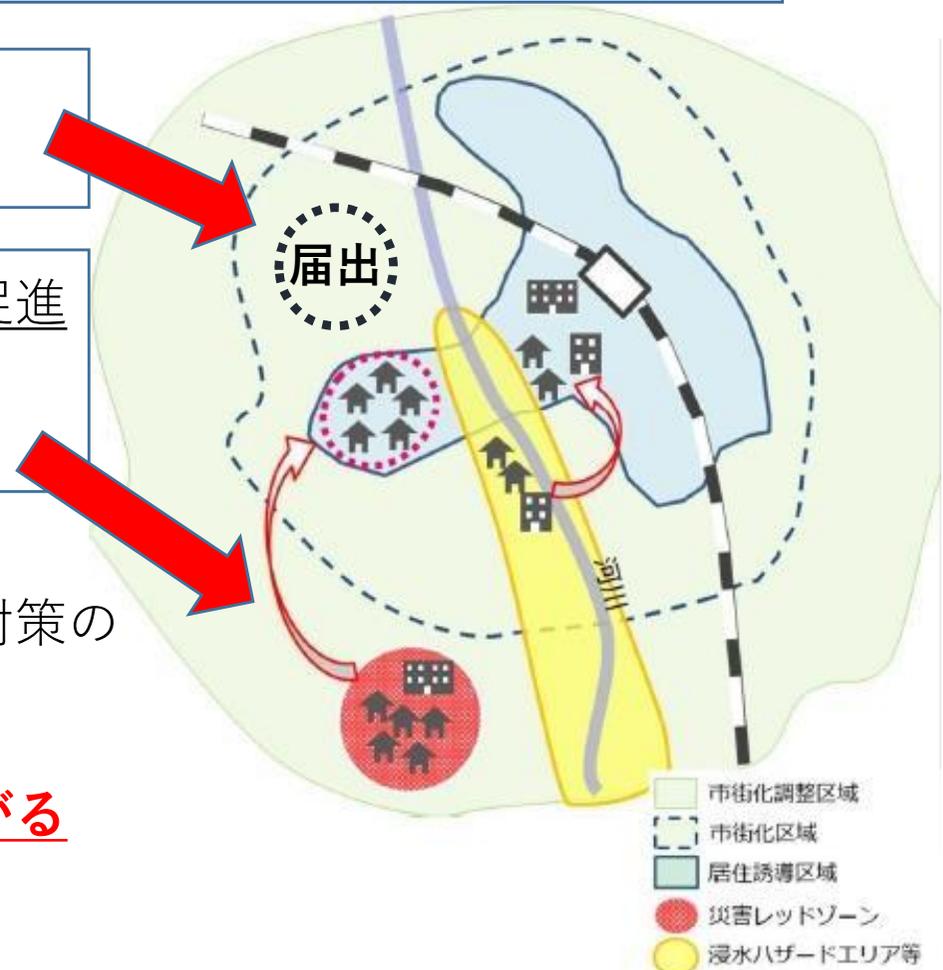
- ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ②被害対象を減少させるための対策・・・★立地適正化計画
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

居住誘導区域外の開発を抑制する施策
・居住誘導区域外での開発を届出制に

災害リスクの高いエリアからの移転を促進
・市町村による防災移転支援計画
・防災集団移転促進事業

⇒災害リスクが比較的低く、防災減災対策のなされた居住誘導区域へ人々を誘導

⇒洪水の被害対象を減らすことにつながる



立地適正化計画の策定促進に向けて

立地適正化計画策定済み
※防災指針策定済み

千葉市・木更津市・成田市・習志野市
・柏市・市原市・君津市・栄町

立地適正化計画策定済み
※防災指針未策定

松戸市・佐倉市・流山市・酒々井町

立地適正化計画策定中

銚子市・船橋市・匝瑳市・芝山町・
長生村

※計画策定済みは12市町村のみ

- ・浸水想定区域などの情報提供
- ・都市計画部門への働きかけ

計画策定に向けた連携をお願いします！

